

吉賀町下水道事業 経営戦略

水とすむまち

吉賀町



令和5年4月

吉賀町 建設水道課

目次

第1章	はじめに	1
1.	経営戦略策定の趣旨	1
2.	経営戦略の基本理念・基本方針	2
3.	計画期間	2
第2章	下水道事業の現状と課題	3
1.	事業の概要	3
2.	人口及び使用料収入の状況	6
3.	料金の状況	9
4.	管渠の状況	10
5.	繰入金の状況	11
6.	組織・職員の状況	13
7.	経営の状況	14
第3章	下水道事業の効率化・健全化への取組	18
1.	投資に関する取組	19
2.	財源に関する取組	22
3.	その他の重要な取組	24
第4章	投資・財政計画	26
1.	水需要の予測	26
2.	投資の予測	27
3.	投資・財政計画	28
第5章	経営戦略の事後検証・更新等	44
1.	経営戦略目標の設定	44
2.	計画の推進と点検・進捗管理の方法	45
第6章	用語集	46

第1章 はじめに

1. 経営戦略策定の趣旨

(1) 経営戦略策定の趣旨

下水道は、環境衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するために欠かすことが出来ない公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

本町の下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業があり、供用区域はそれぞれ、159ヘクタール、25ヘクタールです。特定環境保全公共下水道事業は供用開始から17年、農業集落排水事業は18年が経過しており、どちらの事業も、ポンプ施設や電気設備に劣化が見られる状況です。

全国的に少子高齢化社会が進んでいる中、本町においても同様の状況で、下水道収益の減少や下水道への接続の低迷が見られる一方、下水道施設や設備の老朽化、常態化する自然災害への対応という様々な課題に直面しています。

このような状況に対応し、下水道施設や設備の計画的な整備及び更新を進め、施設や設備の健全性を維持していくためには、組織や事務事業の効率化、施設管理の見直しなど、経営基盤強化のための取組を一層推進するとともに、投資費用の合理化を踏まえ「投資試算」と「財源試算」を均衡させた「投資・財政計画」を策定し、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいくことが重要です。

このため、中長期的な経営の基本計画である「吉賀町下水道事業経営戦略」を平成28年度に策定しました。平成28年度の経営戦略の策定から6年が経過したため、今年度において経営戦略を更新・策定しました。

2. 経営戦略の基本理念・基本方針

住民の皆様への安心・安全な下水道サービスを提供するために、吉賀町下水道事業では以下の基本理念に従って経営を行います。

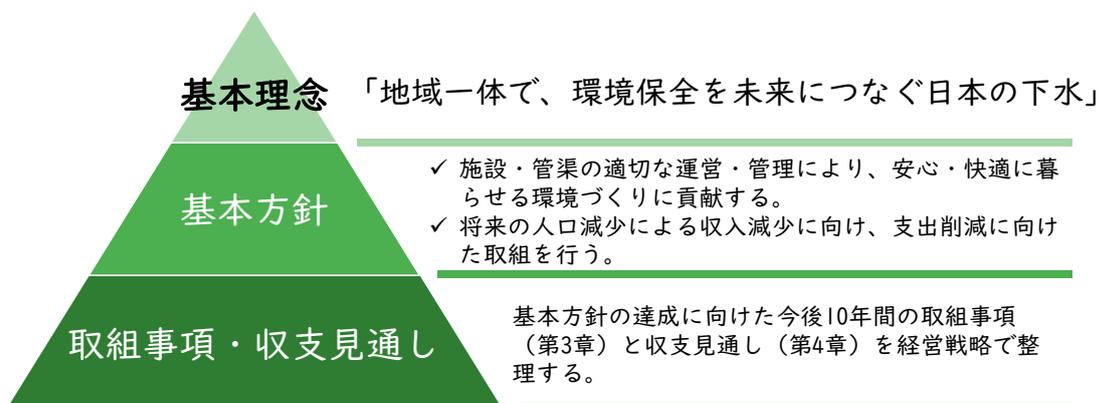
【吉賀町下水道事業 基本理念】

地域一体で、環境保全を未来につなぐ日本の下水

また、基本理念を実現させるためには、以下の基本方針に従って経営を行います。

【吉賀町下水道事業 基本方針】

- ① 施設・管渠の適切な運営・管理により、安心・快適に暮らせる環境づくりに貢献する。
- ② 将来の人口減少による収入減少に向け、支出削減に向けた取組を行う。



3. 計画期間

本計画は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）の10年を計画期間とします。

第2章 下水道事業の現状と課題

1. 事業の概要

(1) 下水道事業の整備

本町の下水道事業は、特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業の2つがあります。特定環境保全公共下水道事業は、平成15年度に六日市処理区の供用を開始し、平成27年度に七日市地区の整備が完了したため、今後は新たな拡張整備は行いません。農業集落排水事業は、平成14年度に供用開始しました。すでに建設工事は完了しているため、今後は新たな拡張整備は行いません。

令和4年3月31日現在で、下水道の普及率は、下水道事業全体で51.4%となっています。

また、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、いずれも供用開始から20年程度のため、今後30年程度は大規模な更新投資を予定していません。

【下水道事業の概要】

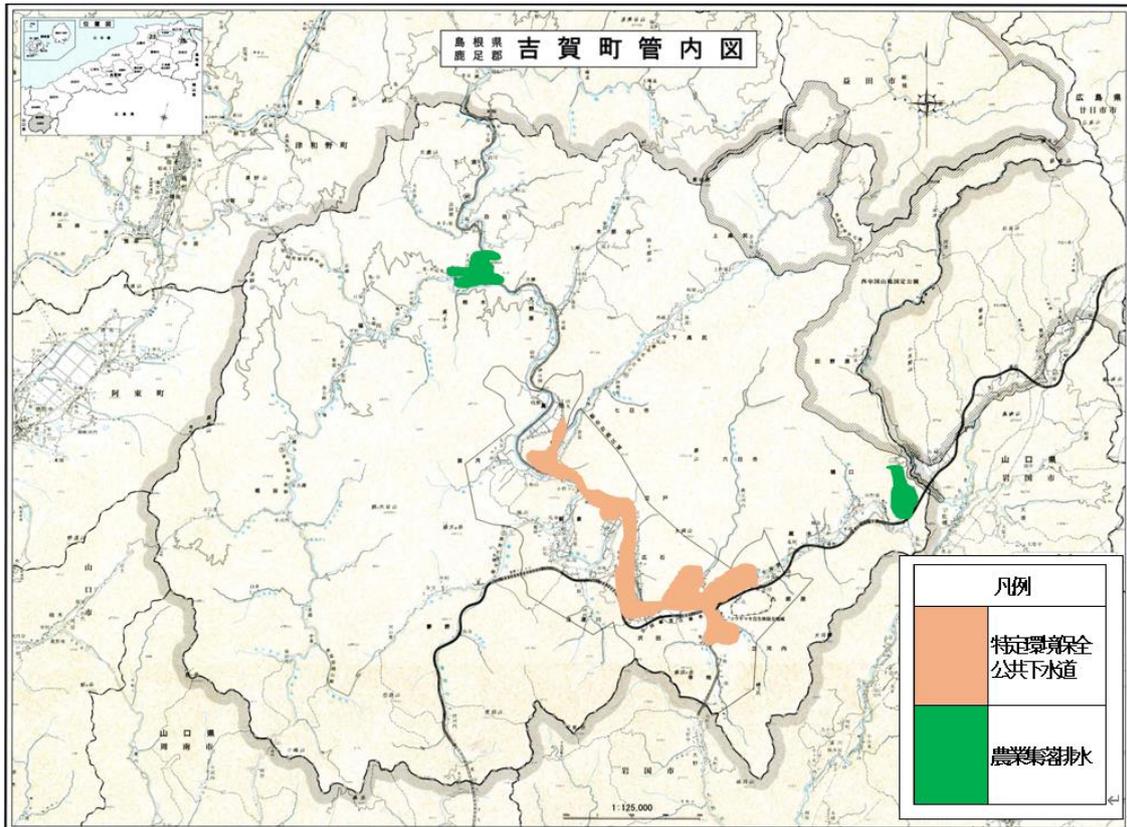
(令和4年3月31日現在)

	特定環境保全 公共下水道事業	農業集落 排水事業	下水道事業 全体
供用開始年度 (供用開始後年数)	平成15年度 (20年)	平成14年度 (21年)	
法適/非適の区分	令和4年度より法適(一部適用)		
行政区域内人口(A)	5,863人		
処理区域内人口(B)	2,495人	517人	3,012人
下水道普及率(B/A)	42.6%	8.8%	51.4%
現在水洗便所設置済人口(C)	1,877人	455人	2,332人
水洗化率(C/B)	75.2%	88.0%	77.4%
処理区域面積(D)	159ha	25ha	184ha
処理区域内人口密度(B/D)	15.7人/ha	20.7人/ha	16.4人/ha
流域下水道等への接続の有無	なし		
処理区数	1区	2区	3区
処理場数	1つ	2つ	3つ

(2) 供用区域

本町における下水道（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業）の供用区域は以下のとおりです。

【下水道の供用区域】





吉賀町下水道の処理場…

特定環境保全公共下水道事業の区域には「六日市処理場」があり、農業集落排水事業の区域には「柿木処理場」と「初見新田処理場」の2つがあります。

「六日市処理場」は平成9年に事業が着手され、平成15年から供用が開始されています。「柿木処理場」は平成10年に事業が着手され、平成14年から、「初見新田処理場」は平成11年に事業が着手され、平成14年から供用が開始されています。

今後は新たな処理場の建設予定はなく、これからもこの3つの処理場を適切に維持管理していくことで、吉賀町のきれいな水を守っていきます。

【特環 六日市処理場】



【農集 柿木処理場】



【農集 初見新田処理場】

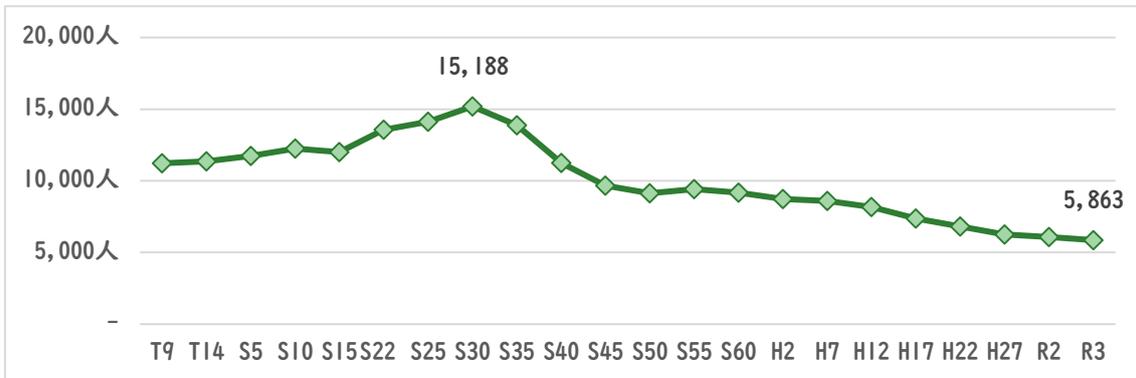


2. 人口及び使用料収入の状況

(1) 吉賀町の人口の推移

本町の総人口は昭和30年に15,188人とピークを迎え、その後徐々に減少し、令和3年度では5,863人と、ピーク時よりも61%減少しています。昭和61年末から平成3年初めまでのバブル期に、都会への流動が始まり、社会資本整備も平成10年を境に減少を始めたことで社会減が拡大し、更に少子高齢化による自然減が続いています。

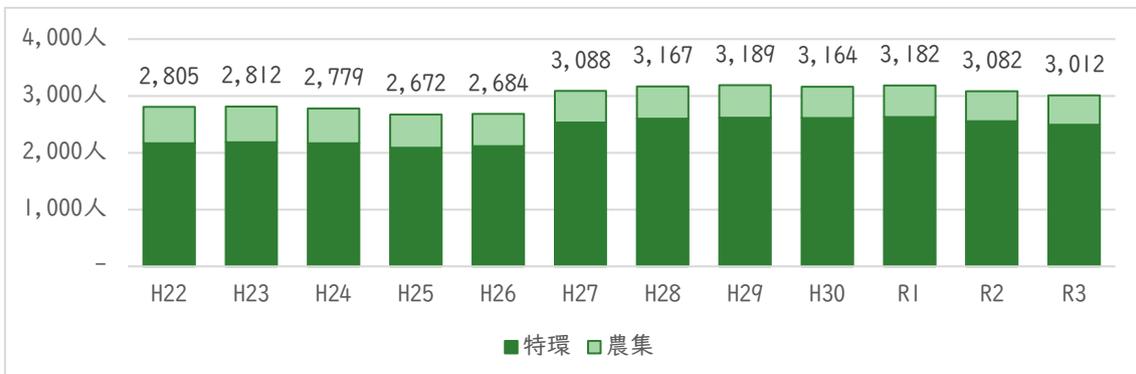
【総人口の推移】



(出典：吉賀町人口ビジョン より一部加筆)

下水道が敷設されている処理区域内人口は、平成27年度の七日市処理区の供用開始により増加しましたが、平成29年度以降は人口減少に伴い、減少傾向にあります。この結果、令和3年度時点では、下水道普及率は51.4%となっています。

【処理区域内人口の推移】



(出典：決算統計)

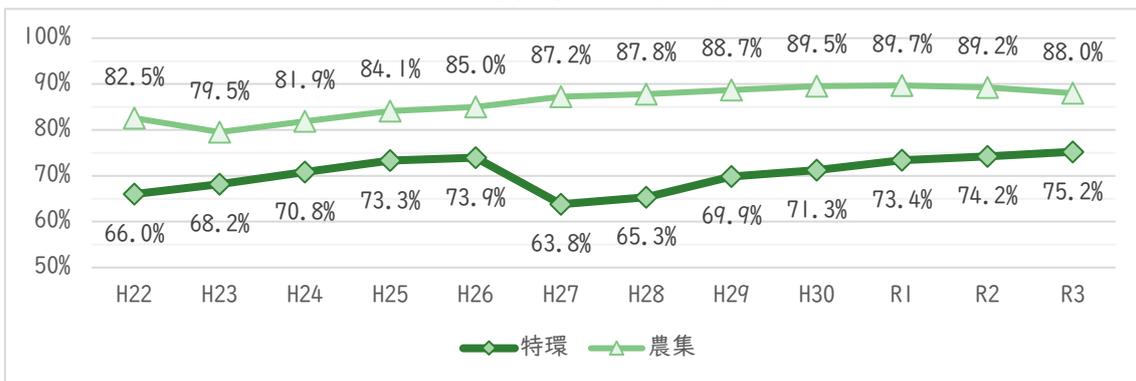
(2) 水洗化率の推移

水洗化率とは、下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水処理を行っている人口の割合を示した指標です。

水洗化率は、特定環境保全公共下水道事業については、令和3年度時点で75.2%と8割に満たない水準です。一方で、農業集落排水事業については、令和3年度時点で88.0%となっており、ほぼ9割近い住民の皆様にご利用されています。

下水道には、住民の皆様のご日常生活等で出た汚水を処理し、きれいな水にして川や海に戻す役割があります。「水とすむまち 吉賀町」のとおり、未来の子供たちに吉賀町の美しい水を引き継ぐために、下水道普及区域にお住いの方で、接続がお済みでない方に対し、引き続き水洗化をお願いしていきます。

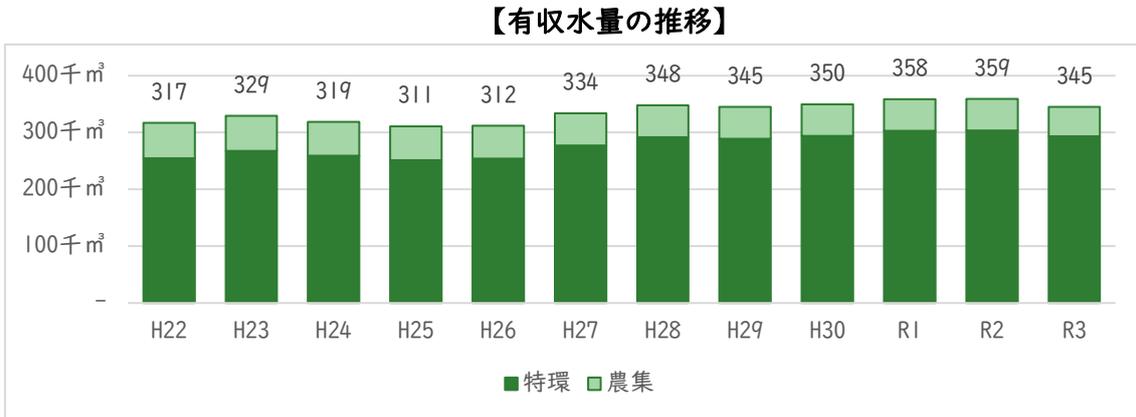
【水洗化率の推移】



(出典：決算統計)

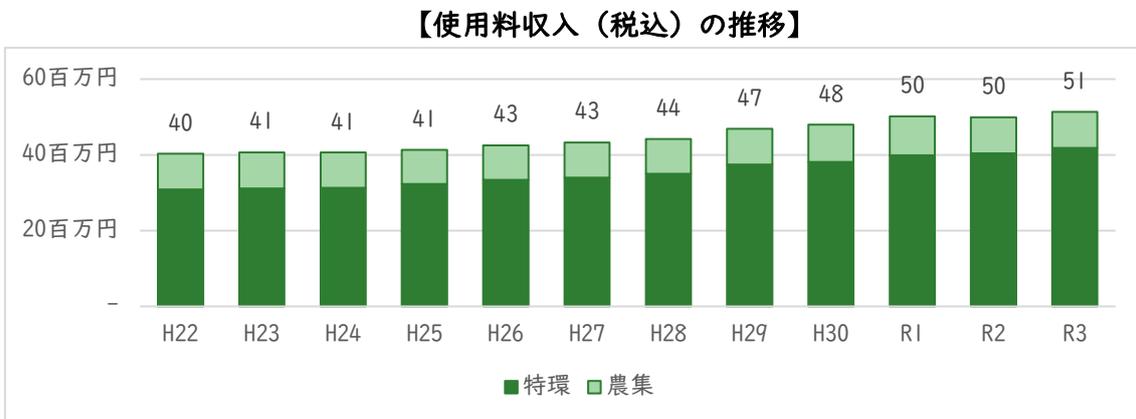
(3) 使用料収入の推移

有収水量は、処理区域内人口の増加に比例して平成 27 年度に増加し、以降は水洗化率の増加に比例して若干増加傾向にありました。



(出典：決算統計)

使用料収入(税込)は、処理区域の増加と水洗化率の増加や消費税率の上昇に比例して、下水道事業全体として、微増傾向にあります。



(出典：決算統計)

現時点では、供用区域の拡大や消費税増税の影響もあり、総人口の減少の影響をあまり受けていませんが、第 4 章で水需要の検討を行った結果、将来は人口減少に応じて使用料収入も減少する見込みとなりました。

3. 料金の状況

(1) 現在の使用料体系

本町の下水道使用料体系は、一般家庭と業務用で区分しています。一般家庭の使用料は人頭制、公共施設や事業所は従量制です。

① 一般家庭：人頭制（税抜）

区分	基本料金	加算料金	
		4人まで 1人当たり	5人以上
定住	1,500円	500円	2,500円
非定住	500円	—	—

② 公共施設・事業所等：従量制（税抜）

区分	基本料金	従量料金 1 m ³ 当たり
公共施設	500円	120円
その他	800円	120円

③ 実質的な使用料¹（税込、20 m³あたり）

平成30年度	令和元年度	令和2年度
2,538円	2,569円	2,527円

(2) 使用料についての考え方

汚水私費の原則により、汚水処理原価を基本に算出根拠としています。今後この方針に則り、使用料の算出を行っていきます。

(3) 使用料改定の状況

消費税の増税による改定以外では使用料の改定は供用開始以来、行っていません。

¹ 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用も含む）をいいます。

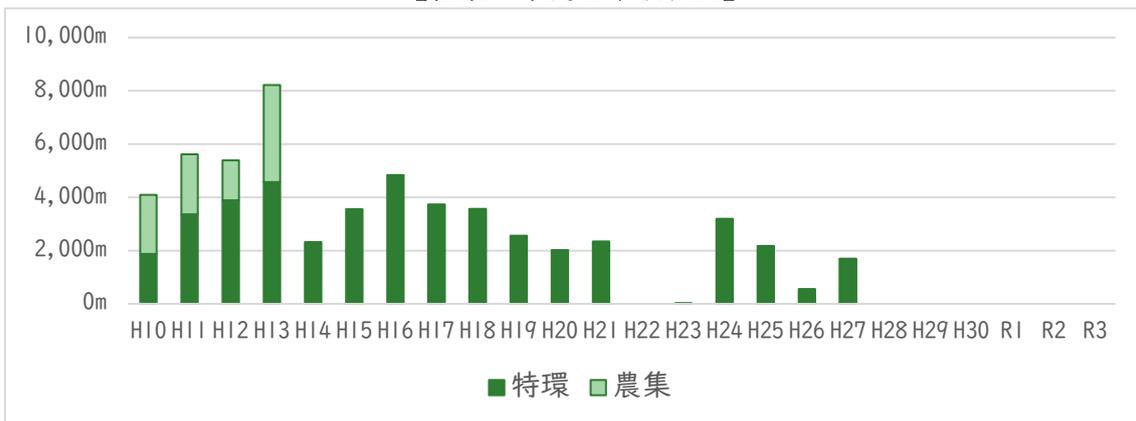
4. 管渠の状況

(1) 管渠の状況

令和3年度末時点での吉賀町内の管渠延長は55.9kmあり、平成10年度～平成21年度までに敷設した管渠が多くなっています。管渠の耐用年数は50年のため、令和30年度以降に大規模な管渠の更新投資が必要になる見込みです。

ただし、管渠は適切に維持管理を行いながら利用すれば、50年以上利用可能です。そのため、大規模な更新投資に備えつつ、適切な維持管理を行い、可能な限り長寿命化を行います。また、更新投資の際には、水需要の予測を行い、必要に応じてスペックダウン・ダウンサイジングについても検討を行います。

【管渠の年度別布設状況】



(2) 耐震化の状況

地震等により、下水道施設が被災した場合、トイレの使用が不可能になることや、交通障害の発生により、住民の健康や社会活動に重大な被害が起こることがわかっています。

そのため、本町では、すべての管渠で可とう接手²を使用した施工になっており、地震に強い管渠となっています。

² 弾性を持ち、曲げたり伸びたりする事ができる柔構造を持つ継手の総称です。

5. 繰入金の状況

(1) 一般会計からの繰入金

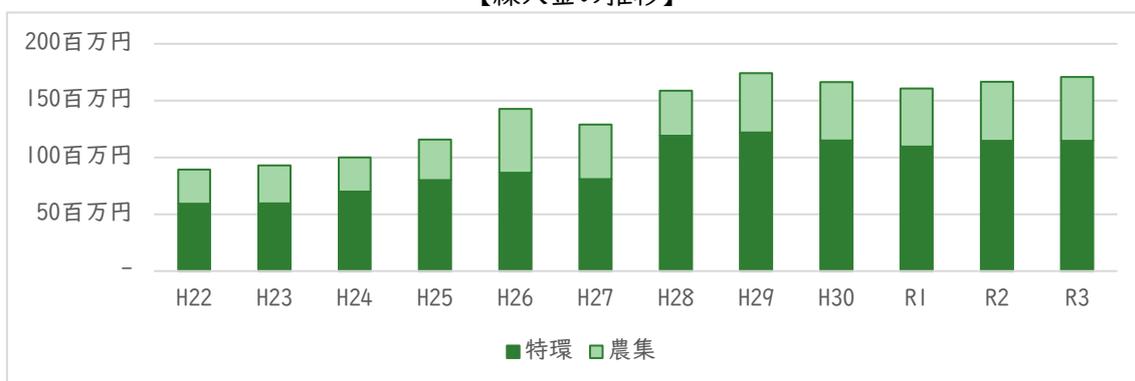
地方公営企業は、サービスの提供により利益を得る人が、その利益に応じた利用料金を負担するという考え方（これを「受益者負担の原則」といいます。）に基づいた経営を行うことが求められており、一部の経費を除き、独立採算で経営を行う必要があります。

しかし、独立採算で経営を行う場合、使用料水準が高くなりすぎる場合があるため、一般会計から繰入金をもらい、事業を運営することがあります。

本町の下水道事業における一般会計からの繰入金は、平成27年度の七日市処理区の供用開始以降に増加しており、令和3年度では特定環境保全公共下水道事業が114百万円、農業集落排水事業が56百万円、合計170百万円です。このうち、基準内繰入金は138百万円、基準外繰入金は32百万円となっています。

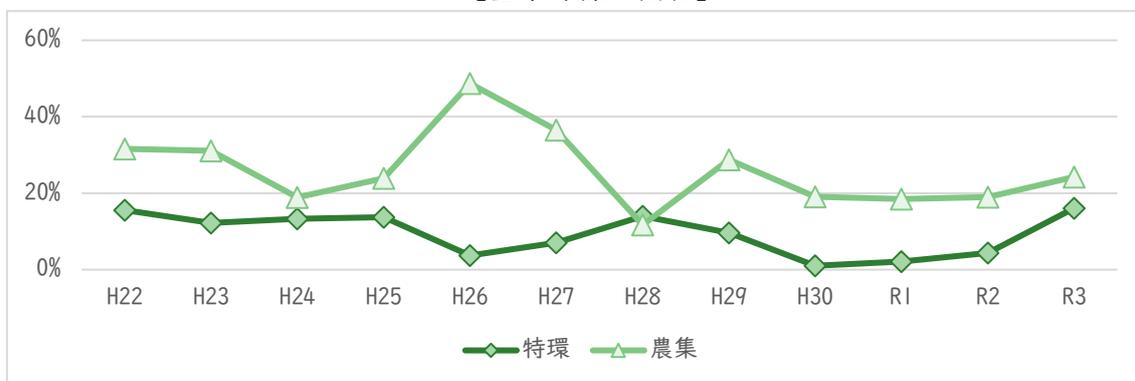
基準外繰入割合は年度によってばらつきがありますが、農業集落排水事業の割合が高くなっています。

【繰入金の推移】



(出典：決算統計)

【基準外繰入割合】



(出典：決算統計)



「基準内繰入金」と「基準外繰入金」とは…

公営企業は経営を行う際に、受益者からの収入だけでなく、一般会計から繰入金をもらいます。一般会計からの繰入金は大きく、「基準内繰入金」と「基準外繰入金」に分けられます。

「基準内繰入金」とは、①その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、②その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等について、一般会計等が負担する経費をいいます（例えば、雨水処理や分流式下水道等に要する経費等）。「基準内繰入金」は、総務省が「繰出基準」として定めており、「基準内繰入金」に該当すれば地方交付税が措置されるため、地方自治体の負担はその分軽減されます。

「基準外繰入金」とは、公益性の観点から、例外的に一般会計から公営企業会計に繰り出す経費のうち、総務省から公営企業に対する繰出基準に合致しない経費をいいます。「基準外繰入金」には国からの地方交付税が措置されないため、実質的に各地方自治体の税收等で賄われていることとなります。

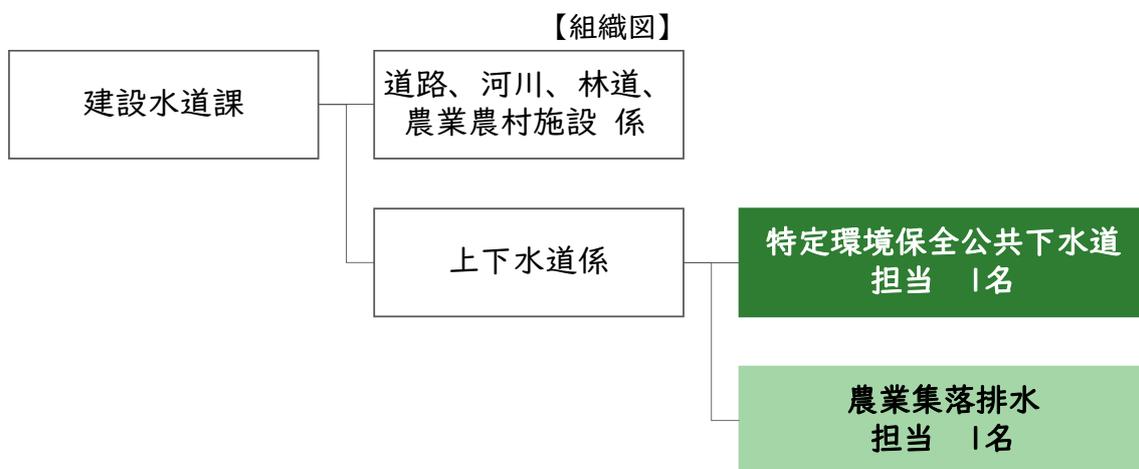
そのため、「基準外繰入金」が少ないほうが、健全な経営が行えていることを表します。

6. 組織・職員の状況

(1) 組織・職員の状況

令和5年3月31日現在、吉賀町柿木庁舎内の建設水道課に、特定環境保全公共下水道担当1名、農業集落排水担当1名を配置しており、合計2名で事業を運営しています。いずれも正規職員です。

すでに最少人数で経営を行っているため、現在の組織体制を維持します。



7. 経営の状況

(1) 指標の説明

以下の経営指標により、本町の経営状況を分析します。なお、各指標の算出式については、「第6章 用語集」に掲載しています。なお、各指標は令和2年度の数値を用いて算出しています。

【経営指標の説明】

経営指標	指標の方向	経営指標の説明
財政状況に関する指標		
収益的収支比率	↑	総費用及び地方債償還金に対する総収益の割合であり、使用料収入や一般会計繰入金などの経常的な収入で、維持管理費や資本費などの支出をどの程度まかなえているかを示す指標
経費回収率	↑	汚水処理費に対する使用料収入の割合であり、汚水処理に要する費用を使用料収入でどの程度まかなえているかを示す指標
汚水処理原価	↓	事業全体の汚水処理費用を有収水量で除した金額であり、有収水量1 m ³ あたりの汚水処理にどれだけの費用を要したかを示す指標
一般会計繰入金対使用料収入比率	↓	一般会計繰入金に対する使用料収入の割合であり、使用料収入に対してどの程度一般会計繰入金に依存しているかを示す指標
基準外繰入割合	↓	基準外の一般会計繰入金を一般会計繰入金総額で除した金額であり、どの程度総務省の繰出基準を超えて一般会計繰入金を受けているかを示す指標
人口一人当たり企業債	↓	企業債残高総額を処理区域内人口で除した金額であり、住民一人当たり換算した企業債の大きさを示す指標
投資状況に関する指標		
施設利用率	↑	施設能力に対する平均処理水量の割合であり、施設能力と水需要の整合性（能力過剰、能力不足など）を示す指標
水洗化率	↑	水洗便所設置済人口を処理区域内人口で除した割合であり、処理区域内における水洗化済み人口を示す指標
その他		
使用料単価		使用料収入を有収水量で除した金額であり、有収水量1 m ³ あたりの使用料収入を示す指標

※指標の方向は、↑が大きいほうが良い指標、↓が小さいほうが良い指標という意味を表す。

(2) 比較団体の選定

経営分析を行う際の比較団体は、「経営比較分析表³」を作成する際の類似団体区分から絞り込みをかけ、団体の規模や地域的・地形的特徴から類似性の高い団体を選定しました。

比較団体選定の基準は以下のとおりです。

【比較団体の選定】

項目	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水
供用開始後年別区分	15年以上 30年未満	15年以上 30年未満
法適用の有無	法非適用	法非適用
水洗便所設置済人口	1,000人～3,000人	0人～1,000人
地方	中国地方	中国地方
団体数	12団体	15団体
比較団体	鳥取県：若桜町、智頭町、 八頭町、湯梨浜町、日野町 島根県：奥出雲町、邑南町、 津和野町、海士町 岡山県：久米南町 広島県：安芸太田町、大崎上 島町	鳥取県：岩美町、若桜町、北 栄町、日野町 島根県：大田市、川本町、美 郷町、津和野町、隠岐の島町 広島県：尾道市、福山市、大 竹市、大崎上島町、世羅町 山口県：上関町

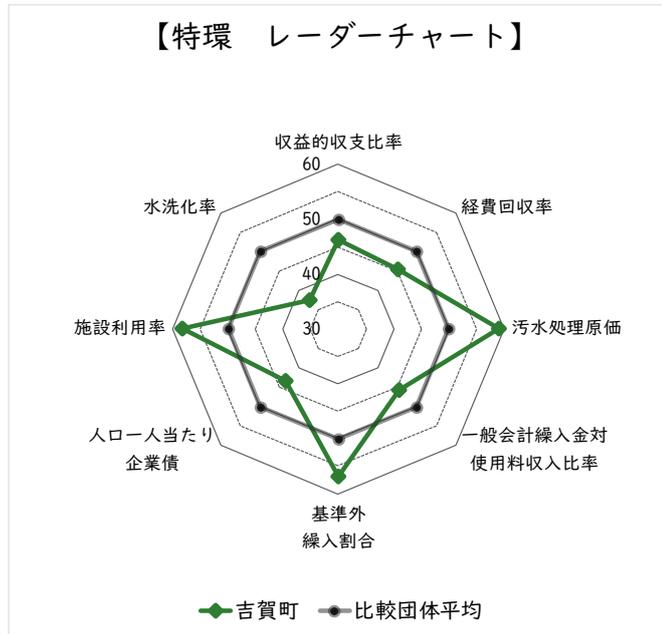
³ 公営企業の経営環境は、施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等により、厳しさを増しています。こうした中で、これまで以上に経営指標を活用して経営の現状や課題などを的確に把握することが必要であるため、平成26年度決算より、「経営比較分析表」を策定、公表することとしています。なお、令和2年度における「経営比較分析表」における類似団体区分は、特定環境保全公共下水道事業はD2であり548団体、農業集落排水事業はF2であり675団体あります。今回の経営戦略ではそこから絞り込みをかけて上表のとおりとなっています。

(3) 経営分析の結果

① 特定環境保全公共下水道事業

経営指標	指標の方向	比較団体平均	吉賀町
財政状況に関する指標			
収益的収支比率	↑	85.8%	79.0%
経費回収率	↑	80.2%	71.5%
汚水処理原価	↓	269円	186円
一般会計繰入金対使用料収入比率	↓	243.9%	283.4%
基準外繰入割合	↓	18.1%	4.3%
人口一人当たり企業債	↓	504千円	685千円
投資状況に関する指標			
施設利用率	↑	43.9%	52.0%
水洗化率	↑	84.1%	74.2%
その他			
使用料単価		202円	133円

※吉賀町数値が比較団体平均よりも数値が良いものは青色、数値が悪いものは赤色としています。



※グラフは比較団体平均を50とした場合の標準偏差方式であり、外側に行くほど良好な数値を示しています。

【財政状況に関する指標】

汚水処理原価は比較団体平均よりも低いため、少ない費用で経営できており、経営効率は良いと考えられます。一方で、使用料単価が低いため、収益的収支比率や経費回収率は悪く、収益性は悪いことが読み取れます。

また、一般会計繰入金対使用料収入比率から、一般会計（税収）に依存した経営になっていることが読み取れますが、基準外繰入割合は低く、地方交付税を有効活用し、住民の負担は比較的少なくなっています。

債務については、人口一人当たり企業債は高いため、企業債に依存した経営になっていることが読み取れます。

【投資状況に関する指標】

施設規模は比較団体平均と比べると良好ですが、52.0%と低い数値のため、更新投資の際には、ダウンサイジングを検討すべきと考えられます。

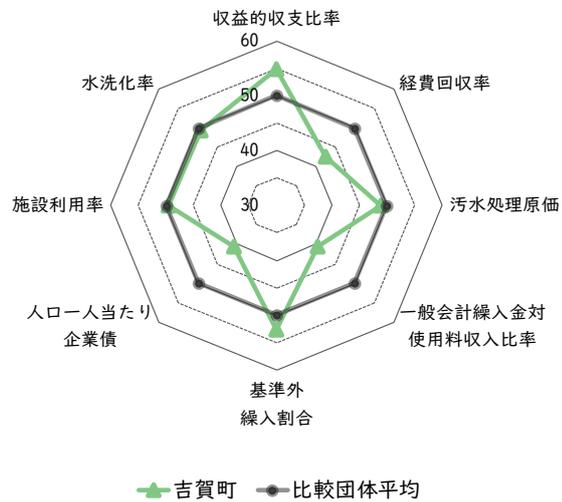
また、水洗化率が低いため、環境保護と将来の収益確保のためにも水洗化を推し進める必要があります。

② 農業集落排水事業

経営指標	指標の方向	比較団体平均	吉賀町
財政状況に関する指標			
収益的収支比率	↑	95.3%	99.7%
経費回収率	↑	63.4%	40.3%
汚水処理原価	↓	403円	425円
一般会計繰入金対使用料収入比率	↓	372.1%	547.3%
基準外繰入割合	↓	24.9%	19.0%
人ロー人当たり企業債	↓	419千円	641千円
投資状況に関する指標			
施設利用率	↑	44.0%	42.9%
水洗化率	↑	89.7%	89.2%
その他			
使用料単価		197円	171円

※吉賀町数値が比較団体平均よりも数値が良いものは青色、数値が悪いものは赤色としています。

【農集 レーダーチャート】



※グラフは比較団体平均を50とした場合の標準偏差方式であり、外側に行くほど良好な数値を示しています。

【財政状況に関する指標】

汚水処理原価は比較団体平均とほぼ同水準であり、経営効率は適当と考えられます。一方で、使用料単価が低いため、経費回収率は悪く、収益性は悪いことが読み取れます。

また、一般会計繰入金対使用料収入比率から、一般会計（税収）に依存した経営になっていることが読み取れますが、基準外繰入割合は低く、地方交付税を有効活用し、住民の負担は比較的少なくなっています。

債務については、人ロー人当たり企業債は高いため、企業債に依存した経営になっていることが読み取れます。

【投資状況に関する指標】

施設規模は比較団体平均とほぼ同水準ですが、42.9%と低い数値のため、更新投資の際には、ダウンサイジングを検討すべきと考えられます。

水洗化率は比較団体平均とほぼ同水準であり、9割近い水準のため良好ですが、収益の伸びしろは少ないことが読み取れます。

第3章 下水道事業の効率化・健全化への取組

下水道事業では、下水道施設や管渠の健全性を維持することが安定した汚水処理を行うための前提条件となりますが、一方で、投資事業には多大な資金が必要になるため、その「投資試算」(投資事業にかかる費用の見通し)と「財源試算」(下水道使用料収入など財源の見通し)を均衡させることが、持続可能な下水道事業を実現するうえで非常に重要になります。

この投資事業に必要な財源を確保し、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるためには、徹底した「下水道事業の効率化・健全化」に取り組み、事業運営にかかる経常的なコストの削減を進めることで「経営基盤の強化」を図るとともに、下水道施設や管渠の計画的な新設・更新など「投資の合理化」を進めることが必要となります。

また、予防保全による適切な維持管理に取り組むとともに、災害発生時に備えた取組も重要となります。

投資に関する取組

- 管渠・施設・設備の最適化に関する事項
- 投資の平準化に関する事項
- 民間活力の活用に関する事項
- 広域化・共同化に関する事項

財源に関する取組

- 使用料に関する事項
- 企業債に関する事項
- 現有資産の有効活用に関する事項

その他の重要な取組

- 組織・人材に関する事項
- 住民サービスの確保及び住民満足度の向上に関する事項
- 防災・安全対策に関する事項

1. 投資に関する取組

(1) 管渠・施設・設備の最適化に関する事項

現在、特別環境保全公共下水道事業ではストックマネジメント計画を策定予定であり、農業集落排水事業では最適整備構想を策定し、当該計画に従って管渠・施設・設備の更新投資を進めます。

【取組内容】

- ✓ 経営戦略や各種計画に基づき、計画的な設備更新を行います。
- ✓ 管渠や施設の大規模な更新投資が必要になる際には、水需要を見直し、スペックダウン・ダウンサイジングを加味した更新投資を行います。

(2) 投資の平準化に関する事項

現在の供用区域における管渠については、平成10年度～平成21年度までに敷設した管渠が多くなっており、今後30年程度は大規模な更新投資は不要と見込まれています。

しかし、30年後に一度に大規模な更新投資を行うことは、財源や現在の職員数、工事業者の受入状況からも難しい可能性があるため、投資の平準化について検討する必要があります。

【取組内容】

- ✓ 長寿命化を図りながら、投資の平準化を行い、急激な工事負担とならないように努めます。

(3) 民間活力の活用に関する事項

現在、本町では、検針業務や施設の維持管理について民間事業者へ委託し、民間のノウハウを活用しています。また、現在の下水道事業の職員は2名しかいませんが、一部の業務について民間委託を行うことで、将来的な職員不足に対応することが可能となる場合があります。

【取組内容】

- ✓ 施設管理業務の委託にあたっては、委託業務の一体化や包括化を図るなど、よ

り合理的な発注形態を検討することで、委託コストの抑制に取り組みます。

- ✓ 将来の事業運営形態の在り方の一つとして、DBO⁴、PFI⁵などの新たな方式による官民連携についての研究を進めます。

(4) 広域化・共同化に関する事項

現在、島根県が主催する汚水処理事業広域化・共同化計画の検討会に定期的に参加し、近隣市町村とともに、広域化・共同化に関する検討を進めています。

ただし、本町では、汚水処理施設が点在しているため、施設の統廃合による広域化・共同化は難しい状況です。

【取組内容】

- ✓ 近隣市町村との管理の一体化や共同発注などの広域化・共同化に向けた調査・研究を引き続き進めます。

⁴ DBOとは、公民連携の形態の一つで、公共施設の設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を一括して民間に委託する方式です。

⁵ PFIとは、Private Finance Initiativeの略で、公共施設の設計、建設、維持管理、修繕等の業務全般を一体的に行うものを対象都市、民間事業者の資金とノウハウを活用して包括的に実施する業務委託のことです。



「広域化・共同化」とは…

下水道事業は、基本的に各地方公共団体が経営していますが、下水道施設の老朽化、技術職員の減少や使用料収入の減少といった様々な課題を抱える中、従来どおりの事業運営では持続的な事業の執行が困難になりつつあります。

そのため、県内各市町村が協力し合い、複数市町村等による処理区の統合、下水汚泥の共同処理、維持管理業務の共同化、ICT活用による集中管理などの効率的な運営に資する取組を進めることで、各課題に対応していこうという取組が下水道事業の「広域化・共同化」です。

島根県でも「島根県汚水処理事業広域化・共同化計画」（令和4年度）を策定し、公表予定です。

2. 財源に関する取組

(1) 使用料に関する事項

現在、使用料は、一般家庭は人頭制を採用し、公共施設・事業所等については従量制を採用しています。また、消費税の増税による改定以外では使用料の改定は供用開始以来、行っていません。

しかし、光熱費の高騰をはじめ物価は上昇しており、「2020年基準消費者物価指数長期時系列データ」(総務省統計局)⁶によると、中国地方では、消費者物価指数(総合)は供用開始の平成15年と令和2年を比較したときに約5%上昇しています。

一方で、人口減少に伴い、使用料収入は減少することが見込まれており、将来的な設備等の更新投資の財源を確保するためには、現状の使用料水準では、不足する恐れがあることから、将来的には使用料の改定についても検討する必要があると考えています。

【取組内容】

- ✓ 従量制への変更を含め、使用料体系・水準のあり方について検討を進めます。

(2) 企業債に関する事項

令和3年度末時点で企業債は1,960百万円あります。また、人口一人当たり企業債は、令和2年度時点で、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業ともに、比較団体平均よりも多くの債務負担がある状況です。

企業債が過度に大きくなることは、将来世代への負担が増加してしまうことにつながるため、企業債の借入を抑制しながら、経営を行う必要があります。

【取組内容】

- ✓ 投資の平準化や合理化を図りながら、必要最小限の借入となるように経営を行います。

(3) 現有資産の有効活用に関する事項

環境問題は、いまや世界共通の最重要課題のひとつです。下水道事業は健全な水

⁶ 消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係わる財及びサービスとしての価格等を総合した物価の変動を測定することを目的として、総務省統計局により作成されています。(URL：<https://www.stat.go.jp/data/cpi/1.html>)

循環を維持することなしに経営を続けることはできないため、環境に配慮した経営を行う必要があります。

そのため、本町では、下水の処理により発生する汚泥について、処理事業者と連携し、六日市処理場の汚泥を浜田浄化センターに運搬し、肥料化を行うなど、環境に配慮した経営を行っています。

【取組内容】

- ✓ 環境保全のため、工事請負業者に対して建設副産物の再利用を指導し、再資源化率 100%を目指します。

3. その他の重要な取組

(1) 組織・人材に関する事項

現在、下水道事業に携わる職員は2名であり、すでに最少人数となっています。また、下水道事業には専門的な知識や技術が必要となることから、定期的に島根県等で実施される研修に参加し、技術の正確な承継と職員の技術向上のための取組を行っています。

【取組内容】

- ✓ 職員間での研修を開催し、知識・技術の承継に努めます。

(2) 住民サービスの確保及び住民満足度の向上に関する事項

滞納者への確実な督促を行い、住民の皆様には公平感を保った徴収を行っています。また、下水道事業のご理解を得るため、月1回の広報誌に、上下水道のコラムを載せています。そのほかにも、小学生、高校生を対象とした上下水道施設の見学や、各種情報をわかりやすくホームページで公開するように努めています。

【取組内容】

- ✓ 支払方法の変更届等の電子申し込み化を検討します。
- ✓ 住民の皆様から、直接のご意見を聞くためにアンケートの実施を検討します。

(3) 防災・安全対策に関する事項

災害や事故による住民の皆様への影響を最小限にとどめるため、庁内でBCP（事業継続化計画）や、各種マニュアルを整備しています。特に近年では、大雨による水害が増加しているため、ハザードマップに基づき、必要な個所について土嚢の整備などの対策も講じています。

さらに、大規模な災害時には、本町だけでは対応できないことも考えられるため、島根県汚水処理事業広域化・共同化計画で災害時支援や資機材の共同管理を計画しております。

また、下水処理場については日本下水道事業団と、管路施設については管路管理団体とそれぞれ災害支援協定を結んでおります。

【取組内容】

- ✓ 非常時消防訓練を実施することを検討しています。

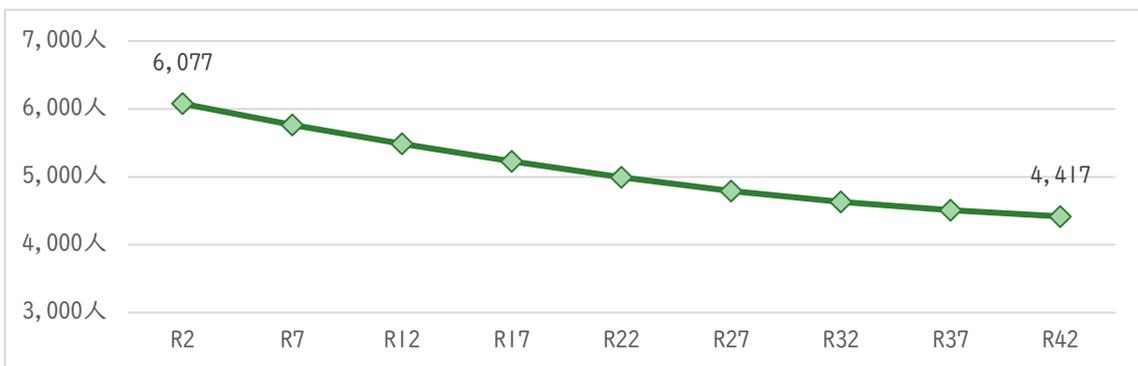
第4章 投資・財政計画

1. 水需要の予測

(1) 総人口の予測

本町の総人口の予測については、「第2期吉賀町総合戦略」(令和4年3月)の人口推移を利用しました。「第2期吉賀町総合戦略」では、人口減少は避けられませんが、吉賀町独自の取組を行い、出生率の上昇や、移住者の増加などの促進し、令和42年度の総人口は4,400人を目標としています。

【総人口の予測】



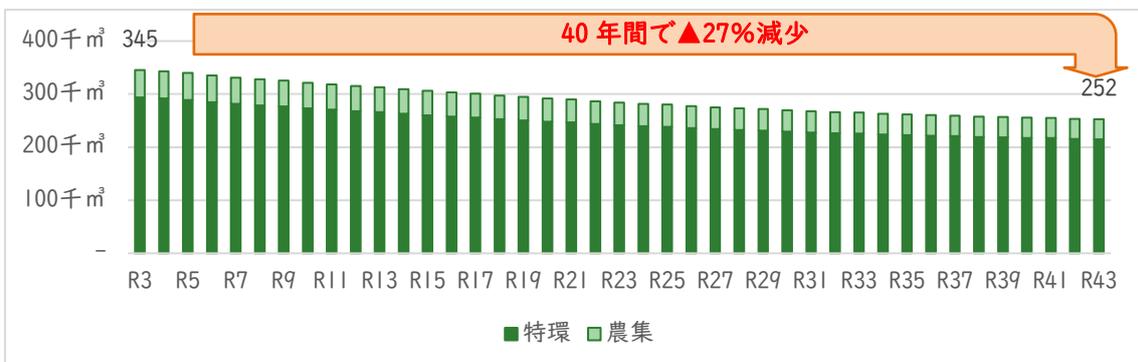
(出典：第2期吉賀町総合戦略(令和4年3月))

(2) 有収水量の予測

有収水量は、現在の水洗便所設置済人口に総人口の減少率を反映させて算出しました。なお、特定環境保全公共下水道事業については、平成27年度に敷設が完了した七日市地区の水洗化率上昇を見込んでいます。

この結果、令和3年度から令和43年度の40年間で有収水量は、およそ27%減少することが予測されました。

【有収水量の予測】



2. 投資の予測

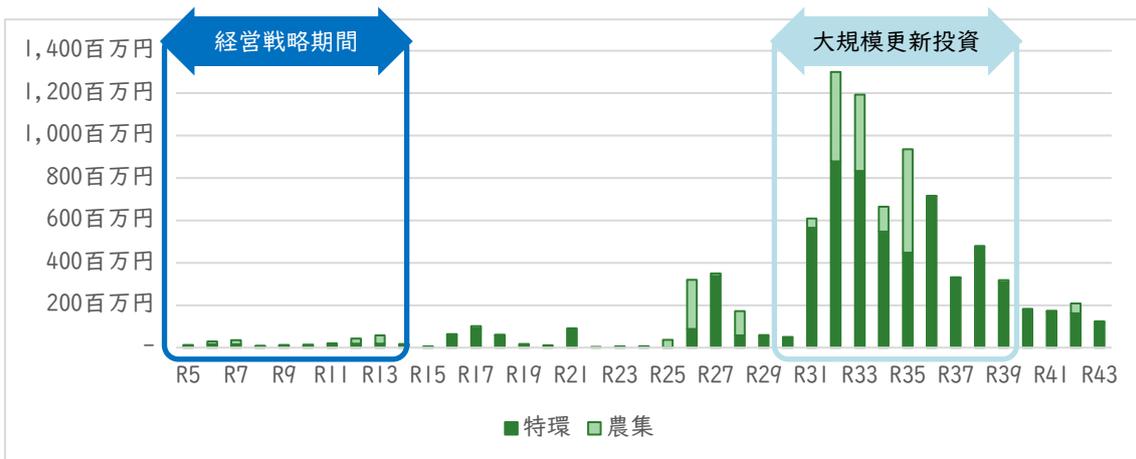
(1) 投資の予測

平成 27 年度の七日市地区の敷設により、下水道の敷設は完了しています。そのため、下水道の未普及地域については、従来どおり、個人設置の浄化槽による汚水処理を行っていただく考えです。

現在の供用区域における管渠等の固定資産については、令和 30 年ごろまでは大きな更新投資は不要です。また、管渠は適切な維持管理を行えば、50 年を超えて利用できることから、今回の経営戦略期間（令和 5 年度～令和 14 年度）までは大規模な管渠更新は発生しない見込みです。

ただし、中継ポンプや機械設備などの耐用年数が短い固定資産については、修繕をしながら、必要に応じて更新投資を行っていく予定です。

【更新投資の予測】



3. 投資・財政計画

(1) 投資・財政計画の前提条件

投資・財政計画の前提条件は以下のとおりです。なお、令和4年度から地方公営企業法を適用しているため、複式簿記によるシミュレーションを実施しています。

【投資・財政計画シミュレーションの前提条件】

項目			前提条件	
収益的収支	収入	営業収益	使用料収入	水洗便所設置済人口×一人あたり有収水量×年間日数×使用料単価（※）で算定 ※ 過去3年平均
			受託工事収益	ゼロとして算定
			その他	ゼロとして算定
		営業外収益	他会計補助金	繰出基準に基づいた基準内繰入＋維持管理費補填の基準外繰入で算定
			その他補助金	ゼロとして算定
			長期前受金戻入	減価償却費に応じて算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
	支出	営業費用	職員給与費	過年度の実績を踏まえ算定
			減価償却費	過去取得分については、耐用年数に応じて算定 新規取得分については、管渠50年、建物50年、設備等10～15年に分類し減価償却費を算定
			その他	過年度の実績＋直近の物価上昇傾向を踏まえ算定
		営業外費用	支払利息	企業債残高×利率1.0%で算定
			その他	ゼロとして算定
	特別損益			現時点で明確に見込まれるもののみを反映
	資本的収支	収入	企業債	将来の投資計画を踏まえ算定
他会計出資金			元金償還金に充当する繰入金を計上	
他会計補助金			将来の投資計画を踏まえ算定	
国（都道府県）補助金			将来の投資計画を踏まえ算定	
工事負担金			ゼロとして算定	
その他			ゼロとして算定	
支出		建設改良費	将来の投資計画を踏まえて算定	
		企業債償還金	償還期間に基づき算定	
		その他	ゼロとして算定	

(2) 特定環境保全公共下水道事業のシミュレーション結果

収益的収支は、人口減少に比例して使用料収入が減少し、また他会計補助金の減少により収益的収入が減少しますが、あわせて減価償却費等の収益的支出も減少するため、令和5年度以降は純利益となる見込みです。

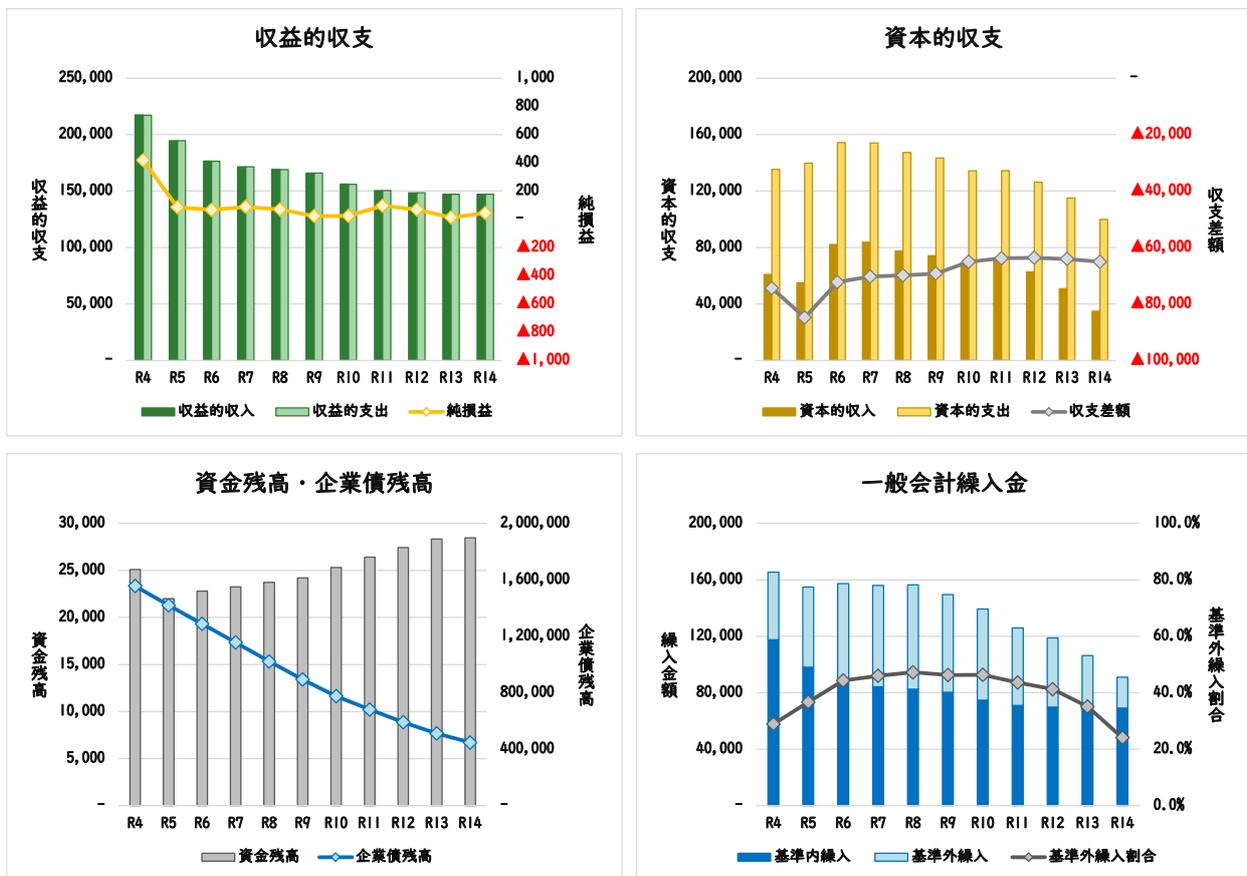
資本的収支は、老朽設備の入替により、年1~2千万円程度の建設改良費が発生する見込みです。また、企業債償還金が毎年度1億円程度発生するため、赤字になります。当該赤字は収益的収支の黒字や、損益勘定留保資金により補填されます。

この結果、資金残高はおよそ2~3千万円程度で推移する見込みです。企業債残高は、管路などの大規模な更新投資が発生しないため、大幅に減少する見込みです。

しかし、これらの計画数値は、一般会計からの基準外繰入が増加することにより成り立っているため、これまで以上の経費削減や、使用料改定などについても検討する必要があると考えられます。

【特定環境保全公共下水道事業のシミュレーション結果】

(単位：千円・%)



(3) 農業集落排水事業のシミュレーション結果

収益的収支は、令和4年度から令和5年度にかけて減価償却費や長期前受金戻入が大幅に減少する影響で、減少します。その後は、使用料収入は減少するものの、大きな変動はなく推移するものと見込まれます。

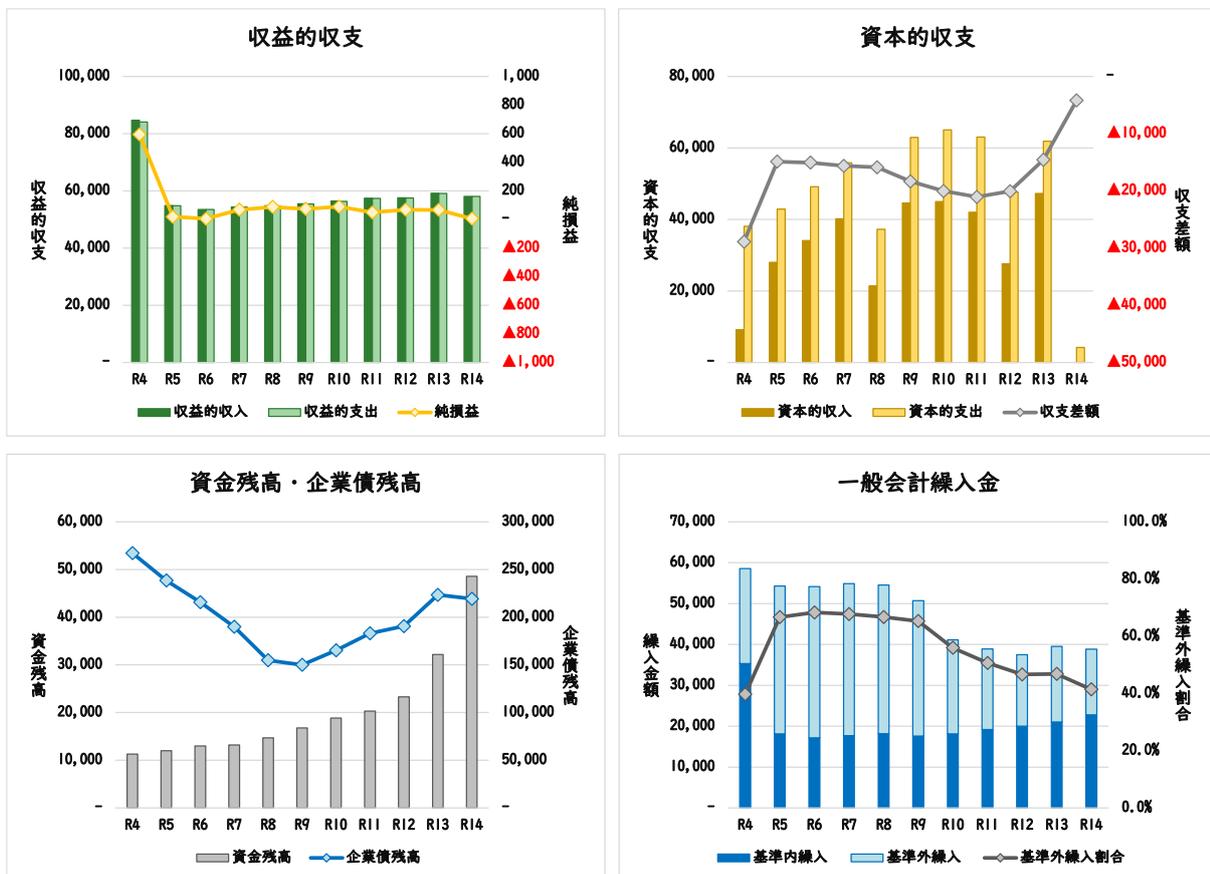
資本的収支は、最適整備構想に基づき更新投資を行うため、年1~4千万円程度の更新投資が発生する見込みです。また、企業債償還も大きく、赤字になります。当該赤字は収益的収支の黒字や、損益勘定留保資金により補填されます。

資金残高は若干増加していく見込みです。企業債は、令和9年ごろまでは更新投資があまり多くないため減少しますが、令和10年からの建物や管渠の更新工事等の影響で増加していきます。

しかし、これらの計画数値は、一般会計からの基準外繰入が大幅に増加することにより成り立っているため、これまで以上の経費削減や、使用料改定などについても検討する必要があると考えられます。

【農業集落排水事業のシミュレーション結果】

(単位：千円・%)



(4) 下水道事業全体のシミュレーション結果

特定環境保全公共下水道事業と農業集落排水事業を合算しシミュレーションを実施しました。

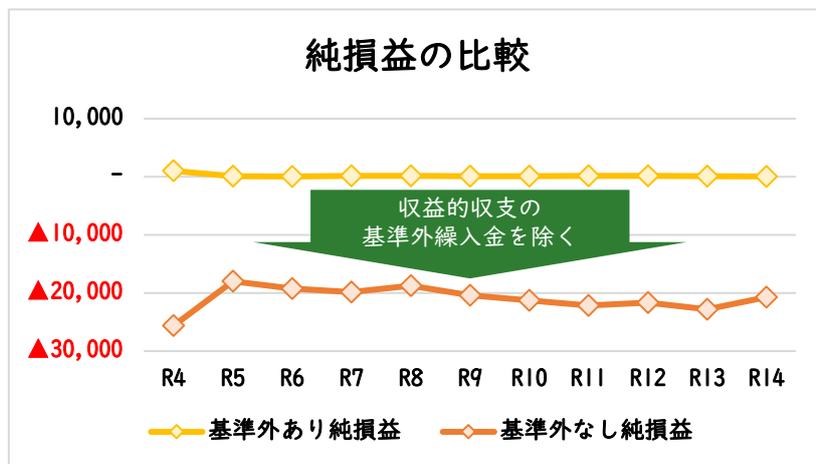
本町の下水道事業は、地理的要因や人口の問題から、投資に多額の資金が必要になるため、基準外繰入金をゼロとすることはできませんが、基準外繰入金のうち、維持管理費に充当している基準外繰入金は、受益者負担の原則に則り、可能な限りゼロとすることが望ましいと考えています。

しかし、シミュレーションでは、維持管理費に充当するための収益的収支の基準外繰入金を、年2千万円程度入れる計算にしているため、仮に当該基準外繰入金をゼロとした場合は、年2千万円程度の純損失（赤字）となります。

そのため、まずは、可能な限り経営改善を行ったうえで、どこまでを町が負担し、どこまでを受益者に負担していただくかについて、下水道事業の公益性の観点も踏まえながら、引き続き検討していく必要があると考えます。

【下水道事業全体の純損益の推移】

(単位：千円)



(5) 投資・財政計画

① 特定環境保全公共下水道事業

(単位:千円, %)

区 分		年 度	R3年度 (決 算)	R4年度 (決 算)	R5年度	R6年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		37,997	38,687	35,666	35,141	
	(1) 料 金 収 入		37,997	38,686	35,666	35,141	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他			1			
	2. 営 業 外 収 益		96,193	178,847	158,952	141,357	
	(1) 補 助 金		96,193	117,562	99,850	90,309	
	他 会 計 補 助 金		96,193	117,562	99,850	90,309	
	そ の 他 補 助 金						
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			61,268	59,081	51,027	
	(3) そ の 他			17	21	21	
	収 入 計 (C)		134,190	217,534	194,618	176,498	
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		23,721	191,765	177,024	160,385
		(1) 職 員 給 与 費		5,421	6,541	5,981	5,981
基 本 給			2,869	2,970	2,920	2,920	
退 職 給 付 費							
そ の 他			2,552	3,571	3,062	3,062	
(2) 経 費			18,300	37,453	31,422	31,814	
動 力 費			6,526	10,404	10,301	10,149	
修 繕 費			1,752	5,437	1,653	1,653	
材 料 費				222			
そ の 他			10,022	21,390	19,467	20,011	
(3) 減 価 償 却 費				147,771	139,621	122,590	
2. 営 業 外 費 用			19,917	18,644	17,510	16,046	
(1) 支 払 利 息			19,917	18,644	17,510	16,046	
(2) そ の 他							
支 出 計 (D)		43,638	210,409	194,533	176,431		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		90,552	7,125	85	67		
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)			6,706				
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 6,706				
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		90,552	419	85	67		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			419	504	571		
流 動 資 産 (J)			26,057	22,061	22,879		
う ち 未 収 金			959	959	959		
流 動 負 債 (K)			144,679	148,727	148,475		
う ち 建 設 改 良 費 分			135,296	139,344	139,092		
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金			8,603	8,603	8,603		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		37,997	38,687	35,666	35,141		
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

※令和3年度は地方公営企業法を適用していなかったため、官庁会計方式を当表に落とし込んでいます。

(単位:千円, %)

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
34,735	34,376	34,132	33,706	33,375	33,048	32,820	32,416
34,735	34,376	34,132	33,706	33,375	33,048	32,820	32,416
136,864	134,752	131,844	122,437	117,129	115,407	114,432	114,842
87,276	85,303	83,339	78,044	75,185	74,069	73,387	73,796
87,276	85,303	83,339	78,044	75,185	74,069	73,387	73,796
49,567	49,429	48,484	44,372	41,923	41,317	41,025	41,025
21	21	21	21	21	21	21	21
171,599	169,128	165,976	156,142	150,504	148,455	147,252	147,257
156,877	155,850	154,202	145,818	141,521	140,684	140,682	141,637
5,981	5,981	5,981	5,981	5,981	5,981	5,981	5,981
2,920	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920
3,062	3,062	3,062	3,062	3,062	3,062	3,062	3,062
31,687	31,146	31,150	31,022	31,519	31,319	31,247	31,111
10,032	9,929	9,858	9,735	9,640	9,545	9,479	9,362
1,653	1,653	1,653	1,653	1,653	1,653	1,653	1,653
20,002	19,565	19,638	19,634	20,227	20,121	20,115	20,096
119,209	118,723	117,072	108,814	104,020	103,384	103,453	104,544
14,634	13,209	11,751	10,301	8,887	7,702	6,558	5,577
14,634	13,209	11,751	10,301	8,887	7,702	6,558	5,577
171,511	169,059	165,953	156,119	150,408	148,386	147,240	147,213
88	70	23	23	96	69	13	44
88	70	23	23	96	69	13	44
659	728	751	774	871	940	953	997
23,319	23,796	24,280	25,390	26,473	27,510	28,408	28,538
959	959	959	959	959	959	959	959
150,352	144,837	135,767	123,911	117,720	106,347	91,626	73,459
140,969	135,454	126,384	114,528	108,337	96,964	82,243	64,076
8,603	8,603	8,603	8,603	8,603	8,603	8,603	8,603
34,735	34,376	34,132	33,706	33,375	33,048	32,820	32,416

(単位:千円)

区 分		年 度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
				(決算)	(決算)		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		31,100	30,000		7,500
		うち 資本費平準化債			30,000		
		2. 他 会 計 出 資 金			29,000	55,000	67,100
		3. 他 会 計 補 助 金		18,420			
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国(都道府県)補助金					7,500
		7. 固定資産売却代金					
		8. 工 事 負 担 金		2,000	2,000		
	9. そ の 他						
	計 (A)		51,520	61,000	55,000	82,100	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)		51,520	61,000	55,000	82,100	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		9,934	1,144	4,000
うち 職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金				129,475	134,268	135,845	139,344
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)		139,409	135,412	139,845	154,344		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			87,889	74,412	84,845	72,244	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金			71,612	84,482	71,562
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他			2,800	364	682
計 (F)			74,412	84,845	72,244		
補填財源不足額 (E)-(F)			87,889				
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)			1,656,929	1,555,460	1,419,615	1,287,771	

○他会計繰入金

区 分		年 度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
				(決算)	(決算)		
収益的収支分			96,193	117,562	99,850	90,309	
	うち 基準内繰入金		96,193	105,148	98,050	87,609	
	うち 基準外繰入金			12,414	1,800	2,700	
資本的収支分			18,420	29,000	55,000	67,100	
	うち 基準内繰入金						
	うち 基準外繰入金		18,420	29,000	55,000	67,100	
合 計			114,613	146,562	154,850	157,409	

※令和3年度は地方公営企業法を適用していなかったため、官庁会計方式を当表に落とし込んでいます。

(単位:千円)

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
7,500	6,400	8,000	8,000	20,000	18,000	18,000	17,700
68,800	71,100	66,200	61,300	50,700	44,700	32,900	17,200
7,500							
83,800	77,500	74,200	69,300	70,700	62,700	50,900	34,900
83,800	77,500	74,200	69,300	70,700	62,700	50,900	34,900
15,000	6,400	8,000	8,000	20,000	18,000	18,000	17,700
139,092	140,969	135,454	126,384	114,528	108,337	96,964	82,243
154,092	147,369	143,454	134,384	134,528	126,337	114,964	99,943
70,292	69,869	69,254	65,084	63,828	63,637	64,064	65,043
69,610	69,287	68,527	64,357	62,010	62,001	62,428	63,434
682	582	727	727	1,818	1,636	1,636	1,609
70,292	69,869	69,254	65,084	63,828	63,637	64,064	65,043
1,156,178	1,021,610	894,156	775,772	681,244	590,907	511,943	447,399

(単位:千円)

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
87,276	85,303	83,339	78,044	75,185	74,069	73,387	73,796
84,276	82,503	80,339	74,744	70,985	69,769	68,987	69,096
3,000	2,800	3,000	3,300	4,200	4,300	4,400	4,700
68,800	71,100	66,200	61,300	50,700	44,700	32,900	17,200
68,800	71,100	66,200	61,300	50,700	44,700	32,900	17,200
156,076	156,403	149,539	139,344	125,885	118,769	106,287	90,996

② 農業集落排水事業

(単位:千円, %)

区 分		年 度	R3年度 (決 算)	R4年度 (決 算) (見 込)	R5年度	R6年度	
收 益 的 收 入	1. 営 業 収 益 (A)		8,721	8,777	8,342	8,233	
	(1) 料 金 収 入		8,721	8,777	8,342	8,233	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他						
	2. 営 業 外 収 益		57,103	75,909	46,511	45,234	
	(1) 補 助 金		57,097	49,568	34,395	33,761	
	他 会 計 補 助 金		56,097	49,568	34,395	33,761	
	そ の 他 補 助 金		1,000				
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入			26,339	12,026	11,384	
	(3) そ の 他		6	2	89	89	
	収 入 計 (C)		65,824	84,686	54,853	53,467	
	支 出 的 支 出	1. 営 業 費 用		16,448	78,198	51,099	50,186
		(1) 職 員 給 与 費		7,924	3,988	5,956	5,956
基 本 給 与			4,337	1,869	3,103	3,103	
退 職 給 付 費							
そ の 他			3,587	2,119	2,853	2,853	
(2) 経 営 費			8,524	16,800	18,757	18,961	
動 力 費			2,791	5,397	5,355	5,285	
修 繕 費			2,054	1,811	1,687	1,687	
材 料 費					126		
そ の 他			3,679	9,466	11,715	11,989	
(3) 減 価 償 却 費				57,410	26,386	25,269	
2. 営 業 外 費 用			4,790	5,160	3,735	3,276	
(1) 支 払 利 息			4,790	4,255	3,735	3,276	
(2) そ の 他			905				
支 出 計 (D)		21,238	83,358	54,834	53,462		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		44,586	1,328	19	5		
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)			734				
特 別 損 益 (F)-(G) (H)			△ 734				
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		44,586	594	19	5		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			594	612	618		
流 動 資 産 (J)			11,698	12,333	13,314		
う ち 未 収 金			402	402	402		
流 動 負 債 (K)			41,612	42,458	42,874		
う ち 建 設 改 良 費 分			34,579	35,425	35,841		
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金			6,605	6,605	6,605		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		8,721	8,777	8,342	8,233		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)							

※令和3年度は地方公営企業法を適用していなかったため、官庁会計方式を当表に落とし込んでいます。

(単位:千円, %)

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
8,147	8,067	8,010	7,910	7,832	7,755	7,702	7,607
8,147	8,067	8,010	7,910	7,832	7,755	7,702	7,607
46,243	46,727	47,463	48,537	49,609	49,826	51,465	50,441
34,689	34,264	35,099	36,211	37,283	37,500	39,504	38,859
34,689	34,264	35,099	36,211	37,283	37,500	39,504	38,859
11,465	12,374	12,275	12,237	12,237	12,237	11,872	11,493
89	89	89	89	89	89	89	89
54,390	54,794	55,472	56,446	57,441	57,581	59,167	58,048
51,446	52,265	53,476	54,608	55,585	55,626	57,214	55,860
5,956	5,956	5,956	5,956	5,956	5,956	5,956	5,956
3,103	3,103	3,103	3,103	3,103	3,103	3,103	3,103
2,853	2,853	2,853	2,853	2,853	2,853	2,853	2,853
19,212	18,213	19,570	20,054	20,016	19,321	20,268	17,834
5,230	5,179	5,142	5,078	5,028	4,979	4,944	4,883
1,687	1,687	1,687	1,687	1,687	1,687	1,687	1,687
12,296	11,348	12,741	13,289	13,302	12,656	13,637	11,264
26,278	28,096	27,950	28,598	29,613	30,349	30,990	32,070
2,876	2,442	1,923	1,749	1,806	1,887	1,886	2,181
2,876	2,442	1,923	1,749	1,806	1,887	1,886	2,181
54,322	54,707	55,399	56,357	57,391	57,513	59,100	58,042
68	87	73	89	49	68	67	6
68	87	73	89	49	68	67	6
686	773	846	936	985	1,053	1,119	1,125
13,521	15,018	17,092	19,194	20,611	23,608	32,522	48,913
402	402	402	402	402	402	402	402
43,158	40,855	31,918	29,609	27,029	21,513	11,225	11,783
36,125	33,822	24,885	22,576	19,996	14,480	4,192	4,750
6,605	6,605	6,605	6,605	6,605	6,605	6,605	6,605
8,147	8,067	8,010	7,910	7,832	7,755	7,702	7,607

(単位:千円)

区 分		年 度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
				(決算)	(決算)		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		2,400		5,900	12,700
		うち 資本費平準化債					
		2. 他 会 計 出 資 金			9,000	19,900	20,400
		3. 他 会 計 補 助 金					
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国(都道府県)補助金				2,200	1,000
		7. 固定資産売却代金					
		8. 工 事 負 担 金			200		
	9. そ の 他						
	計 (A)		2,400	9,200	28,000	34,100	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)		2,400	9,200	28,000	34,100	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		2,483	715	8,183
うち 職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金				37,715	37,365	34,717	35,425
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)		40,198	38,080	42,900	49,168		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			37,798	28,880	14,900	15,068	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金			28,180	14,356	13,909
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他			700	544	1,158
計 (F)			28,880	14,900	15,068		
補填財源不足額 (E)-(F)			37,798				
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)			303,898	267,233	238,416	215,692	

○他会計繰入金

区 分		年 度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
				(決算)	(決算)		
収 益 的 収 支 分	収益的収支分			56,097	14,242	34,395	33,761
	うち 基準内繰入金		42,505		18,095	17,161	
	うち 基準外繰入金		13,592	14,242	16,300	16,600	
資 本 的 収 支 分	資本的収支分				9,000	19,900	20,400
	うち 基準内繰入金						
	うち 基準外繰入金			9,000	19,900	20,400	
合 計			56,097	23,242	54,295	54,161	

※令和3年度は地方公営企業法を適用していなかったため、官庁会計方式を当表に落とし込んでいます。

(単位:千円)

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
10,000	1,100	29,000	40,100	40,400	27,600	47,300	
20,200	20,300	15,600	4,900	1,600			
10,000							
40,200	21,400	44,600	45,000	42,000	27,600	47,300	
40,200	21,400	44,600	45,000	42,000	27,600	47,300	
20,000	1,147	29,105	40,138	40,499	27,674	47,399	
35,841	36,125	33,822	24,885	22,576	19,996	14,480	4,192
55,841	37,272	62,927	65,023	63,075	47,670	61,879	4,192
15,641	15,872	18,327	20,023	21,075	20,070	14,579	4,192
14,732	15,768	15,681	16,374	17,393	17,554	10,270	4,192
909	104	2,646	3,649	3,682	2,516	4,309	
15,641	15,872	18,327	20,023	21,075	20,070	14,579	4,192
189,851	154,826	150,003	165,219	183,043	190,648	223,467	219,275

(単位:千円)

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
34,689	34,264	35,099	36,211	37,283	37,500	39,504	38,859
17,689	18,164	17,599	18,111	19,183	20,000	21,004	22,759
17,000	16,100	17,500	18,100	18,100	17,500	18,500	16,100
20,200	20,300	15,600	4,900	1,600			
20,200	20,300	15,600	4,900	1,600			
54,889	54,564	50,699	41,111	38,883	37,500	39,504	38,859

③ 下水道事業合算（特定環境保全公共下水道事業＋農業集落排水事業）

（単位：千円，％）

区 分		年 度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
				（ 決 算 ）	〔 決 算 〕 〔 見 込 〕		
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)			46,718	47,464	44,009	43,373
	(1) 料 金 収 入			46,718	47,463	44,009	43,373
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他				1		
	2. 営 業 外 収 益			153,296	254,756	205,462	186,591
	(1) 補 助 金			153,290	167,130	134,245	124,070
	他 会 計 補 助 金			152,290	167,130	134,245	124,070
	そ の 他 補 助 金			1,000			
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入				87,607	71,107	62,411
	(3) そ の 他			6	19	110	110
	収 入 計 (C)			200,014	302,220	249,471	229,965
	1. 営 業 費 用			40,169	269,963	228,123	210,571
	(1) 職 員 給 与 費			13,345	10,529	11,937	11,937
	基 本 給			7,206	4,839	6,023	6,023
退 職 給 付 費							
そ の 他			6,139	5,690	5,915	5,915	
(2) 経 費			26,824	54,253	50,179	50,775	
動 力 費			9,317	15,801	15,657	15,435	
修 繕 繕 費			3,805	7,248	3,340	3,340	
材 料 費				348			
そ の 他			13,701	30,856	31,182	32,000	
(3) 減 価 償 却 費				205,181	166,007	147,859	
2. 営 業 外 費 用			24,707	23,804	21,245	19,322	
(1) 支 払 利 息			24,707	22,899	21,245	19,322	
(2) そ の 他				905			
支 出 計 (D)			64,876	293,767	249,368	229,893	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)			135,139	8,453	103	72	
特 別 利 益 (F)							
特 別 損 失 (G)				7,440			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)				△ 7,440			
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			135,139	1,013	103	72	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)				1,013	1,116	1,189	
流 動 資 産 (J)				37,755	34,394	36,193	
う ち 未 収 金				1,361	1,361	1,361	
流 動 負 債 (K)				186,291	191,185	191,349	
う ち 建 設 改 良 費 分				169,875	174,769	174,933	
う ち 一 時 借 入 金							
う ち 未 払 金				15,208	15,208	15,208	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			46,718	47,464	44,009	43,373	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)							
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)							

※令和3年度は地方公営企業法を適用していなかったため、官庁会計方式を当表に落とし込んでいます。

(単位:千円, %)

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
42,882	42,443	42,142	41,615	41,207	40,804	40,522	40,022
42,882	42,443	42,142	41,615	41,207	40,804	40,522	40,022
183,107	181,479	179,306	170,973	166,737	165,233	165,897	165,283
121,966	119,567	118,438	114,255	112,467	111,569	112,890	112,655
121,966	119,567	118,438	114,255	112,467	111,569	112,890	112,655
61,031	61,802	60,758	56,608	54,159	53,553	52,896	52,517
110	110	110	110	110	110	110	110
225,989	223,922	221,449	212,589	207,945	206,036	206,419	205,305
208,323	208,115	207,678	200,425	197,106	196,311	197,896	197,497
11,937	11,937	11,937	11,937	11,937	11,937	11,937	11,937
6,023	6,023	6,023	6,023	6,023	6,023	6,023	6,023
5,915	5,915	5,915	5,915	5,915	5,915	5,915	5,915
50,899	49,360	50,719	51,076	51,535	50,640	51,516	48,946
15,262	15,107	15,000	14,813	14,667	14,524	14,423	14,246
3,340	3,340	3,340	3,340	3,340	3,340	3,340	3,340
32,298	30,913	32,380	32,924	33,528	32,777	33,752	31,360
145,487	146,819	145,022	137,413	133,633	133,734	134,443	136,614
17,510	15,650	13,674	12,050	10,694	9,589	8,444	7,758
17,510	15,650	13,674	12,050	10,694	9,589	8,444	7,758
225,833	223,765	221,352	212,476	207,799	205,899	206,339	205,255
156	157	96	113	145	137	80	50
156	157	96	113	145	137	80	50
1,345	1,501	1,597	1,710	1,856	1,993	2,072	2,122
36,840	38,813	41,372	44,584	47,084	51,117	60,931	77,451
1,361	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361	1,361
193,510	185,692	167,684	153,520	144,749	127,861	102,852	85,242
177,094	169,276	151,268	137,104	128,333	111,445	86,436	68,826
15,208	15,208	15,208	15,208	15,208	15,208	15,208	15,208
42,882	42,443	42,142	41,615	41,207	40,804	40,522	40,022

(単位:千円)

区 分		年 度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
				(決算)	(決算)		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1. 企 業 債		33,500	30,000	5,900	20,200
		うち 資本費平準化債			30,000		
		2. 他 会 計 出 資 金			38,000	74,900	87,500
		3. 他 会 計 補 助 金		18,420			
		4. 他 会 計 負 担 金					
		5. 他 会 計 借 入 金					
		6. 国(都道府県)補助金				2,200	8,500
		7. 固定資産売却代金					
		8. 工 事 負 担 金		2,000	2,200		
	9. そ の 他						
	計 (A)		53,920	70,200	83,000	116,200	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)		53,920	70,200	83,000	116,200	
	資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費		12,417	1,859	12,183
うち 職員給与費							
2. 企 業 債 償 還 金				167,190	171,633	170,562	174,769
3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金							
4. 他 会 計 へ の 支 出 金							
5. そ の 他							
計 (D)		179,607	173,492	182,745	203,512		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			125,687	103,292	99,745	87,312	
補 填 財 源	補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金			99,792	98,837	85,472
		2. 利 益 剰 余 金 処 分 額					
		3. 繰 越 工 事 資 金					
		4. そ の 他			3,500	908	1,840
計 (F)			103,292	99,745	87,312		
補填財源不足額 (E)-(F)			125,687				
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)							
企 業 債 残 高 (H)			1,960,827	1,822,693	1,658,031	1,503,462	

○他会計繰入金

区 分		年 度		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
				(決算)	(決算)		
収益的収支分			152,290	131,804	134,245	124,070	
	うち 基準内繰入金		138,698	105,148	116,145	104,770	
	うち 基準外繰入金		13,592	26,656	18,100	19,300	
資本的収支分			18,420	38,000	74,900	87,500	
	うち 基準内繰入金						
	うち 基準外繰入金		18,420	38,000	74,900	87,500	
合 計			170,710	169,804	209,145	211,570	

※令和3年度は地方公営企業法を適用していなかったため、官庁会計方式を当表に落とし込んでいます。

(単位:千円)

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
17,500	7,500	37,000	48,100	60,400	45,600	65,300	17,700
89,000	91,400	81,800	66,200	52,300	44,700	32,900	17,200
17,500							
124,000	98,900	118,800	114,300	112,700	90,300	98,200	34,900
124,000	98,900	118,800	114,300	112,700	90,300	98,200	34,900
35,000	7,547	37,105	48,138	60,499	45,674	65,399	17,700
174,933	177,094	169,276	151,268	137,104	128,333	111,445	86,436
209,933	184,641	206,381	199,406	197,603	174,007	176,844	104,136
85,933	85,741	87,581	85,106	84,903	83,707	78,644	69,236
84,342	85,055	84,208	80,730	79,403	79,554	72,698	67,627
1,591	686	3,373	4,376	5,500	4,152	5,945	1,609
85,933	85,741	87,581	85,106	84,903	83,707	78,644	69,236
1,346,029	1,176,435	1,044,159	940,991	864,287	781,554	735,410	666,674

(単位:千円)

R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
121,966	119,567	118,438	114,255	112,467	111,569	112,890	112,655
101,966	100,667	97,938	92,855	90,167	89,769	89,990	91,855
20,000	18,900	20,500	21,400	22,300	21,800	22,900	20,800
89,000	91,400	81,800	66,200	52,300	44,700	32,900	17,200
89,000	91,400	81,800	66,200	52,300	44,700	32,900	17,200
210,966	210,967	200,238	180,455	164,767	156,269	145,790	129,855

第5章 経営戦略の事後検証・更新等

1. 経営戦略目標の設定

特に重要と考えられる指標について経営目標を設定しました。財政状況に関する指標は経費回収率、一般会計繰入金対使用料収入比率、人口一人当たり企業債、投資状況に関する指標は水洗化率としました。

① 財政状況に関する指標

投資・財政計画をもとに目標値を設定しました。その結果、令和14年度時点で、経費回収率は、特定環境保全公共下水道事業が15.9%改善、農業集落排水事業は8.3%悪化する見込みです。下水道事業全体では3.4%改善が見込まれています。

また、下水道事業全体では、一般会計繰入金対使用料収入比率は9.3%改善、人口一人当たり企業債は430千円改善する見込みです。

② 投資状況に関する指標

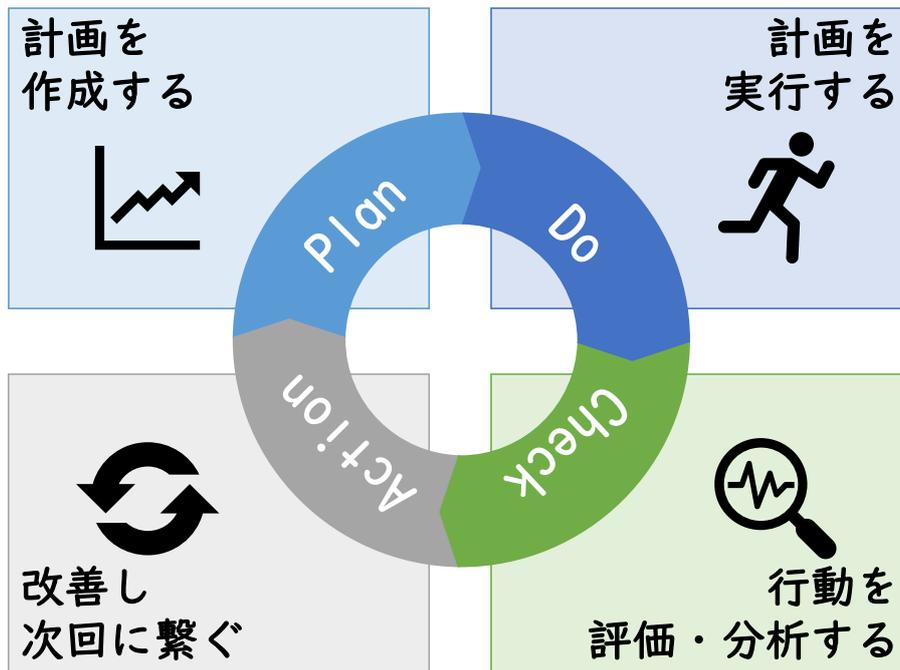
水洗化率は、令和14年度時点で現状よりも9.2%増加させ、86.0%とすることを目標とします。なお、目標値として設定しましたが、投資・財政計画は保守的に見積もっているため、当該増加を反映していません。

経営指標	指標の方向	事業	現状(R2)	目標(R9)	目標(R14)
財政状況に関する指標					
経費回収率	↑	特環	71.5%	91.9%	87.4%
		農集	40.3%	31.4%	32.0%
		全体	62.3%	67.3%	65.7%
一般会計繰入金対 使用料収入比率	↓	特環	283.4%	438.1%	280.7%
		農集	547.3%	633.0%	510.8%
		全体	333.8%	475.1%	324.5%
人口一人当たり 企業債	↓	特環	685千円	381千円	200千円
		農集	641千円	309千円	474千円
		全体	677千円	369千円	247千円
投資状況に関する指標					
水洗化率	↑	特環	74.2%	80.0%	84.0%
		農集	89.2%	94.0%	98.0%
		全体	76.8%	82.0%	86.0%

2. 計画の推進と点検・進捗管理の方法

経営戦略の推進のため、毎年度目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。

また、5年に一度、経営戦略における投資・財政計画と実績とのかい離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させるPDCAサイクルを導入し、目標の達成状況や見直した経営戦略を住民の皆様へ公表します。



第6章 用語集

用語集	説明
あ	
一般会計繰入金対使用料収入比率	一般会計繰入金に対する使用料収入の割合であり、使用料収入に対してどの程度一般会計繰入金に依存しているかを示す指標。 【算式】一般会計繰入金÷使用料収入
汚水私費の原則	原則として、汚水処理に要する経費は、特定の使用者が便益を受けることから下水道使用料で賄うべきであるという考え方。
汚水処理原価	事業全体の汚水処理費用を有収水量で除した金額であり、有収水量1㎡あたりの汚水処理にどれだけの費用を要したかを示す指標。 【算式】汚水処理費用(公費負担分を除く)÷有収水量
か	
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
基準外繰入金	一般会計からの繰入金のうち、公益性の観点から、例外的に一般会計から公営企業会計に繰り出す経費のうち、総務省から公営企業に対する繰出基準に合致しない経費をいう。
基準外繰入割合	基準外の一般会計繰入金を一般会計繰入金総額で除した金額であり、どの程度総務省の繰出基準を超えて一般会計繰入金を受けているかを示す指標。 【算式】基準外繰入金÷一般会計繰入金総額
基準内繰入金	一般会計からの繰入金のうち、①その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、②その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等について、一般会計等が負担する経費をいう（例えば、雨水処理や分流式下水道等に要する経費等）。
繰入金（繰出金）	一般会計から下水道事業会計に繰り出される資金のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見るときは「繰出金」と呼ぶ。
経常収支比率	料金収入、一般会計繰入金等の収益で、経常的な費用がどの程度賄われているかを示す指標。法適用の指標である。 【算式】経常収益÷経常費用
経費回収率	汚水処理費に対する使用料収入の割合であり、汚水処理に要する費用を使用料収入でどの程度まかなえているかを示す指標。 【算式】使用料収入÷汚水処理費用(公費負担分を除く)
さ	
最適整備構想	農業集落排水施設におけるストックマネジメントの取組が促進されるとともに、施設監視計画に基づく適時適切な保全管理対策がなされ、施設の長寿命化が図られることを目的とした計画。

施設利用率	施設能力に対する平均処理水量の割合であり、施設能力と水需要の整合性（能力過剰、能力不足など）を示す指標。 【算式】晴天時一日平均処理量÷晴天時一日処理能力
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入。
受益者負担の原則	地方公営企業の事業は、基本的に、利用者だけがその利益を得ることができる。例えば、下水道を使えるのは、下水道が通っている地域の住民だけである。そのため、住民の皆様が納める税金を使って下水道を経営すると、不公平が生じてしまう。そこで、地方公営企業は、利益を得る人が、その利益に応じた利用料金を負担するという考え方（これを「受益者負担の原則」という。）に基づき、その料金収入によって経営される。
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。
収益的収支比率	総費用及び地方債償還金に対する総収益の割合であり、使用料収入や一般会計繰入金などの経常的な収入で、維持管理費や資本費などの支出をどの程度まかなえているかを示す指標。法非適用の指標である。 【算式】総収益÷（総費用＋地方債償還金）
使用料単価	使用料収入を有収水量で除した金額であり、有収水量1㎡あたりの使用料収入を示す指標。 【算式】使用料収入÷有収水量
人口一人当たり企業債	企業債残高総額を処理区域内人口で除した金額であり、住民一人当たりへ換算した企業債の大きさを示す指標。 【算式】企業債現在高÷処理区域内人口
水洗化人口・水洗化率	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口。水洗化率は当該人口の割合。 【算式】現在水洗便所設置済人口÷処理区域内人口
ストックマネジメント計画	持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。
損益勘定留保資金	資本的収支の補てん財源の一つで、収益的収支における現金の支出を必要としない費用（減価償却費、資産減耗費など）から現金の収入が発生しない収益（長期前受金戻入など）を差し引いた結果、企業の内部に留保される資金のこと。
た	
長期前受金戻入	固定資産取得のために交付された補助金などについて、減価償却見合い分を収益化したもので、現金を伴わない収益。
長寿命化計画	既存インフラ機能を確保し、適切な維持管理と長寿命化対策による維持管理費や修繕・更新に係る費用の縮減と平準化を図るための計画。
特定環境保全公共下水道事業	市街化区域以外の地域において、農山漁村の水質や生活環境を改善するために市町村が設置する比較的小規模な下水道。

な	
農業集落排水事業	農業振興地域として指定された地域において、農業集落の水質や生活環境を改善するために市町村が設置する汚水を集合して処理するための施設。施設管理については浄化槽法の適用を受ける。
は	
普及率	下水道を利用できる地域の人口を、行政人口で除した値。 【算式】 処理区域内人口 ÷ 行政区域内人口
分流式下水道	汚水と雨水を分けて流す方式の下水道のこと。
や	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量。